

学びの往復書簡 1通目

本研究科教授・弁護士 小杉茂雄



民法の応用編で、最判平成18年7月20日民集60巻6号2499頁を題材とした事例問題の授業を行ったときのことである。同判例は、流動動産の譲渡担保の後順位譲渡担保権者による私的実行の可否と譲渡担保設定者の目的動産の通常の営業範囲を超える売却処分をした場合のその効力が問題となった事例である。法的な論点はいくつかあり、受講生諸君は、対象とされた設例の原典の判例探しをして、論点を確認し、授業に臨むことになる。ほとんどの学生は、ここで終わってしまう。なぜ、そのような問題が起こってきて、裁判官がどのように処理して、結論を導きだしたのかを考えることをしなければ、ロースクールの勉強をしたことにはならないにもかかわらずである。いささか不謹慎であるが、具体的な話は面白いのである。以下の話は、実際の事案とは離れてゆくがお許しあれ。

学びの往復書簡 2通目

本研究科特任教授 中村雅臣



認定力」を磨くことが、基本的に重要である。犯罪は、過去に生じた動かし難い真実として存在する。法曹は、証拠と法によって、この真実に限りなく迫る事実を認定すべき使命を負っている。立場によってどのようにでも認定可能な「相対的真実」を主張する者があるが、ご都合主義と言わざるを得ず、到底認められない。足利事件、名張の毒葡萄酒事件、和歌山の毒カレー事件、オウム真理教教祖の事件、鹿児島選挙違反多数無罪事件、ロス疑惑・三浦事件、甲山事件等々、有名な刑事事件は、いずれも事実認定（被告人は犯人か、共謀した事実は認められるか等）が問題となった事件である。最悪の事実誤認・冤罪は、司法による最大の人権侵害であるとして許されない。真実に迫る事実認定がなされなければ、刑事司法は信頼されないのであり、その真実は事実の認定に在り、その正義は事案の真相解明に在る。刑事司法は、勝った・負けたのゲームではない。真実に迫ろうという情熱を持たない者は、法曹とは言えない。一層の奮起を期待する。法科大学院の学生である今ほど、基本法について系統的な勉強に集中できる時間はない。長い人生の中では、ほんの僅かな時間でしかない。実務家になったら日々日々の仕事に追われ、じっくりと体系的な勉強をすることがなかなか難しい。この短い時間、必死になって全力で打ち込め。

研究科プロジェクト進捗状況

—ALECの活動—

平成21年度の秋期には、これまで開催した講演会などを継続し、以下の「スーパーロイヤリング」を行いました。
まず、10月15日（木）16:30～18:30は、萩原秀紀氏（金融庁証券取引等監視委員会事務局次長）をお迎えして、「証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割」と題する講演会を開催し、11月5日（木）16:00～17:30は、法テラス（日本司法支援センター）阪神法律事務所の見学会を実施しています。また、11月19日（木）14:40～16:10は、大阪大学法学会と共催で、柴田尚彦氏（大阪府府民文化部都市魅力創造局課長補佐）および別段智信氏（国連アフガニスタン支援ミッション【UNAMA】Associate Governance Officer）による「卒業後への処方箋（その1）—公務員を目指す皆さんへ」と題するワークショップを開催しました。
さらに、12月7日（月）16:30～18:00には、齋藤謙彦氏（大阪高等検察庁刑事部長）による講演会（「特捜事件を含む検察実務の実態について」）を開催しました。



研究科・運営委員会の動き

—主な動き—

国立大学の法人化と同時に発足した高等司法研究科は、平成22年3月で設置から6年になります。平成16年4月から平成22年3月までの6年間は、国立大学法人の第一期中期計画期間にあたり、高等司法研究科としても大阪大学全体の中期計画に合わせて部局の中期計画を策定し、各年度においてはその中期計画を達成するための年度計画を決めて実施に当たってきました。この第一期中期計画については、最初の4年間（平成16年度から平成19年度まで）を区切りとして暫定評価が行われましたが、高等司法研究科の計画達成状況は、教育、研究のいずれについても「期待される水準にある」との可もなく不可もなくという評価結果でした。平成20年度、21年度の残り2年間の状況を踏まえた第一期中期計画の確定評価は、暫定評価がほぼ踏襲されることになっているので、今期の取組は、「世間並み」という程度の評価しか

受けることができなかったこととなります。
そこで現在策定中の第二期（平成22年度から平成27年度まで）の中期計画においては、高等司法研究科の学内外における評価を高め得るようなメリハリのある計画を策定することに努めました。もちろん、法曹養成のための教育機関としての高等司法研究科の使命は変わりませんが、法科大学院をめぐる厳しい社会情勢の中で高等司法研究科の存在意義を示すには、法曹養成のための教育を質・量ともに向上させることが重要であり、第二期の中期計画の中心はこの教育機能の強化に当てました。その他にも法科大学院を経由した法学研究者の後継者養成の道筋をつけること、研究面でも法曹界等と連携して着実な成果を挙げることなど、重要な事項は沢山ありますが、これらについては、法学研究科と連携しながら具体化していくことにしています。

[6月下旬～1月のニュース]

- 6月30日（火） 本研究科・法学研究科附属法政実務連携センター主催公開講義「市場と政府—金融の場合—」開催
● 7月 7日（火） 本研究科・法学研究科附属法政実務連携センター主催公開講義「民事再生法適用による企業再生の実態」及び「グリーンITの最新動向」開催
● 7月10日（金） 本研究科・法学研究科附属法政実務連携センター主催「ベンチャー社会と法」特別公開講義「法律事務所の立ち上げのシミュレーション」開催
● 7月16日（木） 豊中キャンパスにおいて法学既修者コース入試説明会開催
● 7月31日（金） 第1学期末試験・研究科アンケート実施（8月13日（木）まで）
● 8月14日（金） 夏季休業（9月30日（水）まで）
● 9月24日（木） 教務委員会主催「教育説明会」開催
● 9月25日（金） 学位記授与式
● 9月27日（日） 平成22年度入学者選抜試験（特別選抜）実施
● 9月28日（月） 「次期中期計画」及び「教育の成果」をテーマとして本研究科アドバイザリーボード委員会開催
● 9月30日（水） 学生生活等サポート委員会主催トークセッション「大不況時代の生きがい—何を求めて学ぶのか—」開催
● 10月14日（水） 平成22年度入学者選抜試験（特別選抜）合格発表
● 10月15日（木） ALEC主催連続講演会スーパーロイヤリング「証券取引等監視委員会の活動と市場参加者の役割」開催
● 10月21日（水） 研究科長が安全衛生管理課副課長と施設を合同巡視
● 10月28日（水） 本研究科・法学研究科附属法政実務連携センター主催税法講演会「課税権の対立と国際交渉」開催
● 11月 5日（木） コンタクトティーチャーによる学生面談の実施（11月13日（金）まで）
● 11月 5日（木） ALEC主催連続講演会「特許制度の最近の課題」開催
● 11月12日（木） 教授会において次期研究科長として谷口勢津夫教授を選出（任期：2010年4月から2年間）
● 11月14日（土） 平成22年度入学者選抜試験（一般選抜）実施（同15日（日）まで）
● 11月16日（月） 教務委員会が第2学期授業改善アンケートを実施（同20日（金）まで）
● 11月26日（木） 本研究科・法学研究科附属法政実務連携センター主催「特許制度の最近の課題」開催
● 11月30日（月） FD委員会が「知識の定着（固定）」をテーマに授業員学会を実施（12月4日（金）まで）
● 12月 7日（月） ALEC主催連続講演会スーパーロイヤリング「特捜事件を含む検察実務の実態について」開催
● 12月16日（水） 平成22年度入学者選抜試験（一般選抜）合格発表
● 1月 7日（木） 平成22年度本研究所入学者手続き書類の受付（同12日（火）まで）
● 1月14日（木） FD講演会「情報科学研究所におけるFD活動について」開催
● 1月26日（火） 小杉教授最終講義開催
● 1月28日（火） 第2学期末試験・研究科アンケート実施（2月12日（金）まで）



ニューズレター

No.4

研究科長からのメッセージ

高等司法研究科長 松川正毅



リヨン第三大学との学術交流協定締結の際の写真（2009年12月16日。リヨン大学にてユージ・フルシロン学長とは、学生時代からの友人である。当時、史上最年少で教授資格試験に合格した秀才である。

法科大学院をめぐる世の動きは激動的であった。そして今なお、改革が叫ばれている。よりよいものにしていくには、改革がつねに必要な。歩んで行くことは、つねに変化することである。辿りついた法科大学院の現状に思いを馳せれば、かなり遠くへやってきたのだと感慨深く思う。高等教育の最先端の改革の一つの典型的なモデルは、法科大学院の改革の中に現れていると言えよう。長期的視野にたって、そして世界的な視野にたって、教育効果を上げ、そして教員の研究を進展させることなどを実現していくために、改革を続けていなければならない。
2010年は、ピアノファンならば、ショパン生誕200年の記念すべき年であるということをご存知であろう。このピアノの詩人とゆかりのあるヨーロッパの多くの町では、今年はショパン音楽祭が開かれる。世間一般には、ショパンのピアノ曲は演奏が難しいとされている。このことは、音楽的深みと芸術性を問題とする場合には、まさに真実である。うつくしい音色、力強い生命感や叙情性など、そう簡単には表現できない。しかしながら、一素人が演奏するには、それほど困難な曲ではないと思う。ショパンが残した楽譜をみれば、彼はその中に、すべてを記している。その指示に忠実に演奏すれば、彼の求めていたものに、容易に近づくことができる。ルパート、アニメマ、ソステヌーなどイタリア語の音楽用語が出てくるが、その言葉の意味を知れば、ショパンの音楽はつかめる。幸い、私には、フランス語に訳せば語感があるので、日本語訳よりも、よ

り忠実に近づくことができる。
バッハの音楽は、ショパンのとは異なる。楽譜には、何も指示がないが普通である。楽譜にとらめっこをしつつ分析をして、メロディーはどこにあるのかを探し求めることになる。心を込めて優しく演奏するのか、堂々と演奏するのか、それ自体を楽譜の中の音楽に、自ら探し求めなければならぬ。スラーなどの指示もほとんどない。しかし、楽譜を前にして、考え、分析すれば、少しずつバッハの意図が見えてくる。和声の基礎に従い、演奏方法が導きだされてくる。時間がかかり、理解まで手間暇をかけなければならぬ。
このようなバッハでの格闘の経験があれば、ショパンの指示や意図は自ずと浮き彫りになってくる。もしも彼の楽譜に指示がなくても演奏方法が推測できるようになる。ショパンの曲のみを弾いていけば、このようなことを知ることにはなかなかならない。まさに、音楽の教育的配慮がバッハの音楽にはある。そのおかげで、遠い音楽の世界まで、一人で旅立つことができるのである。
法律の教育の世界も同じであろう。手取り足取りの教育のみでは、学生は自ら考えることができず、法の広い未知の世界へ旅立つことを制限してしまう。教育では兼ね合いが、むずかしい。要は、教えてもらうだけではその域を出ることができない。良き教材と教師を必要とするが、人は自ら考えて学ばなければ、遠くへの旅立ちはできないのである。

